

## 原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 31 年 3 月 29 日（金）  
原子力防災会議幹事会

## 1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものである。

今般、近年の防災対応・訓練から得た教訓事項や、平成 30 年 7 月 25 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて改訂を行う。

## 2. 主な改訂事項

(1) 平成 30 年 7 月 25 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、原子力災害医療に係る記載について所用の修正を図ったこと

## 【例】

- 「原子力災害拠点病院等の施設要件」が改正され、原子力災害医療に係る関係機関の役割が明確化されたことを受け、適正な内容となるよう修正。

(2) 平成 30 年度原子力総合防災訓練を踏まえ、所要の修正を図ったこと

## 【例】

- 複数サイトにおける事故発生への対応に関して、UPZ の大部分が重なるなど住民避難等の緊急時の対応を一体として取り扱うことが効果的かつ実効的な場合にはサイトごとの対応としなくともよいことを追記。
- プラント班及び放射線班等の活動要領について、訓練を踏まえた実態に合わせ適正化。
- 警戒事態段階で対応する ERC 広報班員の要員増加等の要員配置適正化。